ロ　法第百七十二条の四第二項に規定するとき（法第百八十五条の七第三十一項第二号に規定する四半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。）　当該四半期報告書に係る期間

ハ　法第百七十二条の四第二項に規定するとき（法第百八十五条の七第三十一項第三号に規定する半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。）　当該半期報告書に係る期間

ニ　法第百七十二条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定するとき（同条第二項に規定する場合にあっては、法第百八十五条の七第三十一項第四号に規定する臨時報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。）　当該臨時報告書を提出した日（法第百七十二条の四第三項に規定する場合にあっては、臨時報告書を提出しなければならない事由が生じた日をいう。以下この号において同じ。）の属する事業年度の開始の日から当該臨時報告書を提出した日までの期間

二　前号イからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める期間における最終の価格が公表された日の数

第一条の四第一号中「前条第一号イ」を「前条第一号イ(1)」に改め、同条第二号中「前条第一号イ(2)から(4)まで」を「前条第一号ロからニまで」に改める。

第一条の八を次のように改める。

（発行者等情報の虚偽等に係る課徴金の計算における市場価額の総額）

第一条の八　法第百七十二条の十一第一項第一号ロ(1)に規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額とする。

一　当該虚偽等のある発行者等情報に係る法第百八十五条の七第三十一項第五号に規定する事業年度（当該虚偽等のある発行者等情報が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の開始の日から当該虚偽等のある発行者等情報が提供され、又は公表された日までの期間）における算定基準有価証券の毎日の最終の価格に当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）を乗じて得た額（同一の日において同一の発行者等情報に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に当該最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数を乗じて得た額の合計額とする。）の合計額

二　最終の価格が公表された日の数

第十四条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十四条の十一の三十の二及び第三十四条の二の三十の二中「第三十八条第七号」を「第三十八条第八号」に改める。

第三十四条の五第二項第一号中「有価証券関連業」の下に「（金融商品取引法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）」を加え、「金融商品取引法」を「同法」に改める。

第三十四条の五十三の十七の二中「第三十八条第七号」を「第三十八条第八号」に改める。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第十五条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二の十七第二項第一号中「有価証券関連業」の下に「（金融商品取引法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）」を加え、「金融商品取引法」を「同法」に改める。

第二十六条の二の二十八の二中「第三十八条第七号」を「第三十八条第八号」に改める。

（信用金庫法施行規則等の一部改正）

第十六条　次に掲げる府令の規定中「第三十八条第七号」を「第三十八条第八号」に改める。

一　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第百七十条の二十八の二

二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三十一条の二十五

三　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第百十条の二十八の二

四　資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十号）第十七条

五　特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十一号）第十七条

六　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）第三十条の二十六

（証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第十七条　証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号イ中「第百五十六条の八十」の下に「、第百五十六条の八十九」を加える。

（保険業法施行規則の一部改正）

第十八条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の十三の二十四中「第三十八条第七号」を「第三十八条第八号」に改める。

第八十五条第五項第三号、第百六十六条第四項第三号及び第百九十二条第四項第三号中「第七号まで」を「第六号まで若しくは第八号」に改める。

第二百八条第二項第一号中「有価証券関連業」の下に「（金融商品取引法第二十九条の四の二第十項（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）」を加える。

第二百十一条の五十五第四項第三号中「第七号まで」を「第六号まで若しくは第八号」に改める。

第二百三十四条の二十七第一項中「第三十八条第七号」を「第三十八条第八号」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第十九条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二百三十五条中「第三十八条第七号」を「第三十八条第八号」に改める。

別紙様式第九号に次のように加える。

16. 海外不動産保有法人

(1) 目的		
(2) 商号		
(3) 住所		
(4) 組織		
(5) 役員	(ふりがな) 氏名	役職名	住所